

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

第2条 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（ 「いじめ防止対策推進法」・平成25年 ）

上記の考え方のもと、本校ではすべての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうる」という認識を持っていじめ問題に対応しなければならない。とりわけ、特別支援学校である本校には、様々な児童生徒が在籍し、年齢差も大きい。障害の特性や程度により、個々人の能力差が大きく、それが顕著に表れやすい面がある。学校生活全般、学習活動全般を通して「できる・できない」が表面化しやすく、常に意識されやすい。障害特性をその児童生徒の「個性」ととらえ、どの子の個性も認め尊重し合う校風を作っていく必要がある。

一方、学校以外の地域社会においては、本校児童生徒はいじめの被対象者になりやすい傾向がある。いじめに負けず、自己的人権を守り、主張できる姿勢を育てる必要がある。

<いじめ防止のための基本姿勢>

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見に努める。
- ④いじめの早期解決のために、学校内だけでなく専門家とも協力して解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめの未然防止のための取り組み

児童生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる温かい雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師はすべての児童生徒が授業に参加でき、授業場面で活躍できるための授業改善を行う。そして「いじめは絶対に許されないことである」ということを、教育活動全体を通じて児童生徒に指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

児童生徒会を中心としたあいさつ運動などを基本に明るい雰囲気づくりを進める。また、他学部の児童生徒についても理解を深め、学校行事などの場面でお互いに応援しあう温かい雰囲気の学校を作る。

(2) 児童生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

基本的な生活習慣や豊かな心を身に付けるとともに、他者とのコミュニケーションが築ける児童生徒を育成する。いろいろな活動を通して自分と他人とでは、思いや考えが違うことを知り、その中で他人の役に立ったり、他人から認められたりする経験を通して自己有用感や自尊感情を育む。また、さまざまな学校行事や他校との交流活動などを通して、コミュニケーション力を育成する体験活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組み

(1) いじめの早期発見のための取り組み

- ①「いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、すべての教職員が児童生徒の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童生徒の小さな変化を見逃さない。
- ②様子がおかしいと感じた児童生徒がいる場合は、学部会や職員会議などの場で気づいたことを共有し、より多くの教職員の目で当該児童生徒を見守る。
- ③児童生徒の様子に変化がみられる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、児童生徒に安心感を持たせるとともに、解決すべき問題がある場合は当該児童生徒から悩み等を聞く。
- ④「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、児童生徒の悩みや人間関係を把握する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ①いじめ問題を発見した場合、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題解決にあたる。
- ②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童生徒に対しては、毅然とした態度で指導に当たる。
- ③学校内だけでなく教育委員会、児童相談所、警察などと協力して解決にあたる。
- ④いじめられている児童生徒の心の傷を癒すために、養護教諭や校医と連携を取りながら指導を行う。

(3) 家庭と連携した取り組み

いじめ問題が起きた時は家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かす。

(4) 教育相談体制の整備

- ①児童生徒が保健室利用時に養護教諭が聞き取りを行う。
- ②担任、指導課員等が聞き取りを行う。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「指導課」

各学期に1回、各学部の教職員に「いじめ兆候チェックシート」を配付し、調査を行う。

②「学部会」

月1回及び臨時の学部会で、児童生徒について現状や指導についての情報交換、および対応について共通理解する。

③「職員会議」

月1回全校教職員で児童生徒について、現状や指導についての情報交換、および対応についての話し合いを行う。

④「いじめ問題対策チーム」

いじめ防止に関する措置を実行的に行うため、校長、教頭、部主事、生徒指導主事、指導課員、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ問題対策チーム」を設置する。必要に応じて「いじめ問題対策チーム会議」を開催する。

いじめの相談があった場合には、事実関係の把握、関係児童生徒・保護者への対応について協議して行う。なお、いじめに関する情報は、児童生徒の個人情報の取り扱いに考慮し、

本校の教職員が共有するようにする。

5 家庭、地域との連携

- ・日頃から、連絡帳・電話・家庭訪問・通信等を通して保護者との連携を密にして、保護者から相談を受けたり、情報を提供したりしやすい雰囲気づくりに努め、いじめ指導に対する理解と協力を得る。
- ・ネットいじめの防止に向けて、保護者に学級懇談等を通してネットにつながる機器やSNSの危険性についての話題を出して注意を呼びかける。
- ・いじめ防止基本方針を本校ホームページで公表し、地域住民も巻き込んで、地域ぐるみの防止対策を推進する。

6 重大な事案への対処

いじめにより重大な事案が発生した場合は、その場で適切な処置をとるとともに部主事、または教頭に報告する。「緊急いじめ問題対策チーム会議」を開催し対応する。校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。なお、「緊急いじめ問題対策チーム」のメンバーは、校長、教頭、部主事、生徒指導主事、育友会会長である。

＜重大な事案と想定される例＞

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・重大な事案が発生した場合は、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等を受ける。
 - ・必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関と連携し、学校として組織的に対応する。
 - ・いじめを受けた児童生徒や保護者に対し、重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) ネットいじめの未然防止・早期発見について

- ①児童生徒が悩みを抱え込まないように、児童生徒が相談しやすい環境作りが重要である。
- ②児童生徒の実態に応じた情報モラル教育を進めると共に、保護者においても学年・学級懇談、学校だより等で理解を求めていく。
- ③保護者に対しては、必要に応じて児童生徒に携帯電話等を所持させる場合、フィルタリングサービスの利用を徹底するように理解を求めていく。

(2) ネットいじめの対応について

ネットいじめの対応に当たっては、その性質上から、迅速で適切な対応が求められる。

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除の措置をとる。
- ②名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、プロバイダに対して速やかに削除を求め、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ③児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 教職員の資質能力向上

「いじめは、どの学校でもどの児童生徒にも起こりうるものである。」という認識を持って、全教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止に取り組める資質能力が身につけられるようにするために、いじめ対応アドバイザーを招聘し、校内研修会を行う。

9 取組内容の点検

いじめ防止基本方針について「いじめ問題対策チーム会議」を中心に、必要に応じて見直しを行う。

10 いじめ対策年間計画

	4月	5月	6月	7月
教職員対象	職員会議 学部会 学級づくり	職員会議 学部会	職員会議 学部会 いじめ兆候チェックシートによる調査①	職員会議 学部会 いじめ問題対策チーム会議①
児童生徒対象	学習規律やルールの確認	あいさつ運動 部活動 (人間関係づくり)	あいさつ運動 部活動、合宿(小) ふれあい奉仕活動 (人間関係づくり)	あいさつ運動 防犯教室・薬物乱用防止教室(高)、 部活動 (人間関係づくり)
保護者対象	情報交換 (保護者懇談)		情報交換 (保護者懇談)	情報交換 (家庭訪問) ホットネット大作戦 情報交換会
	8月	9月	10月	11月
教職員対象	職員会議 学部会	職員会議 学部会	職員会議 学部会 いじめ兆候チェックシートによる調査②、いじめ問題対策チーム会議②	職員会議 学部会
児童生徒対象	全校登校 (人間関係づくり)	あいさつ運動 部活動 修学旅行(中高) (人間関係づくり) いじめアンケート調査①	あいさつ運動 文化祭、部活動 (人間関係づくり)	あいさつ運動 部活動 (人間関係づくり)
保護者対象	情報交換 (家庭訪問)		情報交換 (保護者懇談) ホットネット大作戦 情報交換会	

	1 2月	1月	2月	3月
教職員対象	職員会議 学部会	職員会議 学部会 いじめ兆候チェックシートによる調査③	職員会議 学部会 いじめ問題対策 チーム会議③	職員会議 学部会
児童生徒対象	あいさつ運動 人権教育 部活動 (人間関係づくり)	あいさつ運動 いじめアンケート 調査②	あいさつ運動	
保護者対象				情報交換 (保護者懇談)

※職員会議や学部会で児童生徒について、気になること等を情報交換する。

<主な相談機関>

相談機関名	電話番号	受付時間
石川県教育委員会 24時間いじめ相談テレホン	076-298-1699	24時間受付
子どもの人権110番 (金沢地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
いじめ110番 (県警少年サポートセンター)	0120-617-867	24時間受付
石川県南加賀保健福祉センター地域支援課	0761-22-0792	月～金 8:30～17:45
加賀市「のぞみ」(小中)	0761-73-0118	月～金 9:00～17:00
やすらぎ加賀教室(高) (加賀市中央公園管理センター)	0761-72-3220	月～金 9:00～17:00
ファミリーステーションいなみえん (児童家庭支援センター)	0761-75-8889	月～土 9:00～17:00

※平成27年4月「24時間いじめ相談ダイヤル」→「24時間子供SOSダイヤル」
いじめ問題に限らず児童生徒が発するSOS全般を受け止める窓口となった。